



茨城県報

第 744 号

令和 8 年 (2026 年) 9 月 3 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

●土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (資源循環推進課)	1
●農業振興地域の変更 (4 件) (農業政策課)	2
●木材業者等の登録 (林政課)	10
●道路の供用の開始 (道路維持課)	10
●港湾法に基づく分区の指定 (2 件) (港湾課)	10
●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (5 件) (都市計画課)	11
●都市計画区域区分の変更 (6 件) (都市計画課)	13
●都市計画臨港地区の変更 (2 件) (都市計画課)	16
●都市計画下水道の変更 (2 件) (都市計画課)	17
●建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の委任 (建築指導課)	18

公 告

●落札者等の公示 (漁政課)	18
●県営緊急防災工事計画の変更 (農村計画課)	19
●公共測量の実施 (2 件) (用地課)	19
●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)	20
●都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	24
●入札公告 (情報システム課)	24

正 誤

●令和 8 年 4 月 2 日付け茨城県報第702号中	29
●令和 8 年 8 月24日付け茨城県報第741号中	29

告 示

茨城県告示第731号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号。以下「法」という。) 第11条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年11月20日付け茨城県告示第1115号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 指定を解除する区域

筑西市字田谷川西丙 1 番 1、1 番 2、1 番 9、3 番 1、5 番 2、下岡崎一丁目 8 番 2 の各一部、筑西市字下田中

茨城県告示第736号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業種	備考
					所 在 地	名 称		
5051	R 8. 8. 17	結城市結城11476－10	稲葉 昇	稲葉銘木店	結城市結城 13887	商号に同じ	販売業	

茨城県告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和 8 年 9 月 3 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 路 線 名 県道 富谷稲田線
- 2 供用開始の区間 桜川市大字山口字川端1081番地先から
桜川市大字山口字仲坪1047番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 8 年 9 月 9 日

茨城県告示第738号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第 1 項の規定に基づき、茨城港常陸那珂港区臨港地区内に次の分区を新たに指定したので、当該分区の指定に関する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城港港湾管理者 茨城県
代表者 茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 分区の名称
- (1) 商港区
- 2 縦覧の場所
- (1) 水戸市笠原町978番 6
茨城県土木部港湾課
- (2) 那珂郡東海村照沼字渚768番47
茨城県茨城港湾事務所

茨城県告示第739号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第 1 項の規定に基づき、鹿島港臨港地区内に次の分区を新たに指定したので、当該分区の指定に関する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

鹿島港港湾管理者 茨城県
代表者 茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 分区の名称
(1) 商港区
- 2 縦覧の場所
(1) 水戸市笠原町978番 6
茨城県土木部港湾課
(2) 神栖市東深芝13
茨城県鹿島港湾事務所

茨城県告示第740号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、日立都市計画、高萩都市計画、北茨城都市計画、大子都市計画及び大宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県北圏域都市計画区域マスタープラン）
- 2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画区域名	市 町 村 名
日立	日立市及び常陸太田市の各一部
高萩	高萩市の一部
北茨城	北茨城市の一部
大子	大子町の一部
大宮	常陸大宮市の一部

- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第741号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画、常北都市計画、笠間都市計画及び小美玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県央圏域都市計画区域マスタープラン）

鹿島臨海都市計画

分区指定図 I (鹿島港臨港地区)



凡例

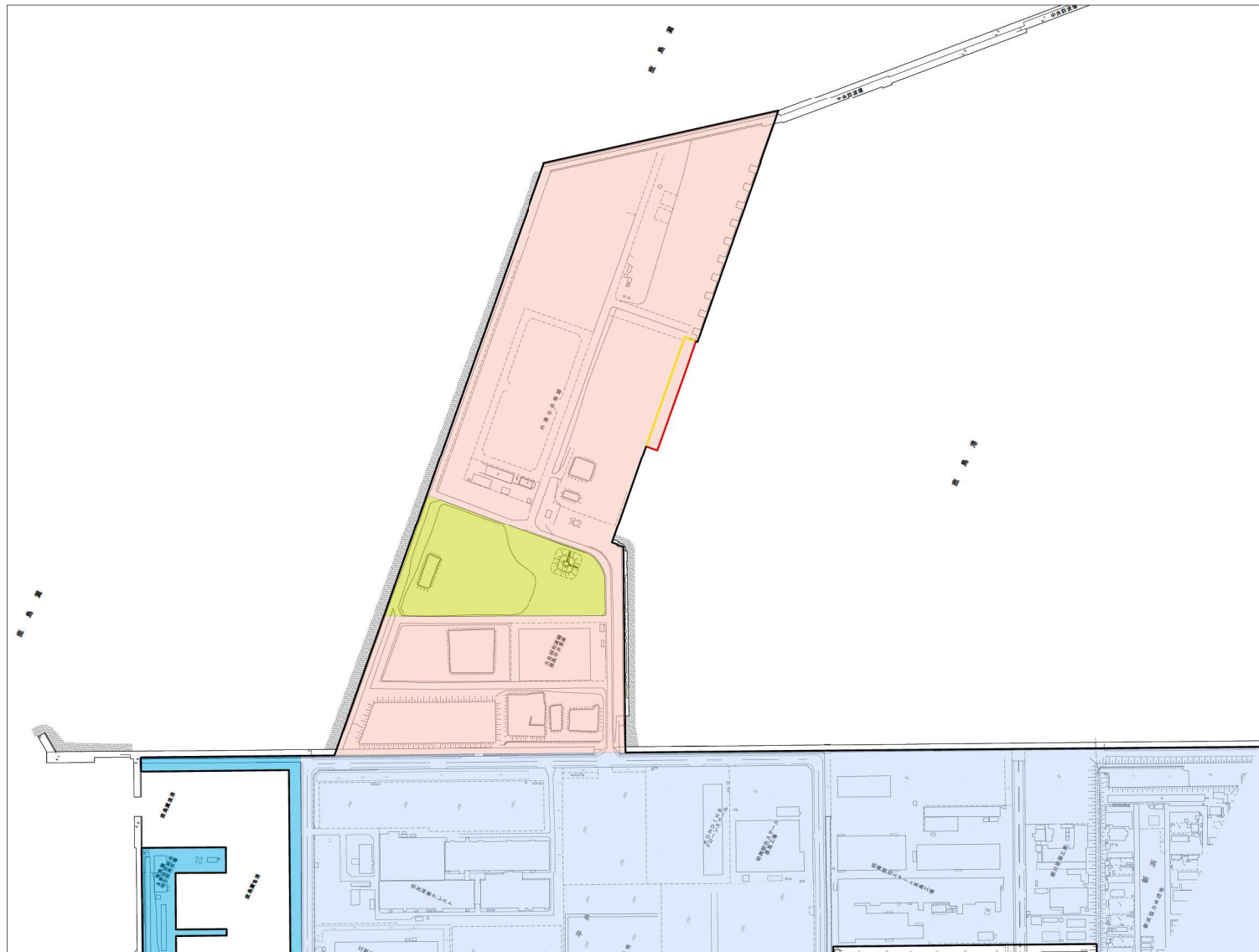
- 今回新たに臨港地区界となる部分
- 今回臨港地区界から除外する部分
- 今回の変更にかからない部分
- 商港区
- 工業港区
- 漁港区
- 修景厚生港区

0 250 500 1,000 m
Scale=1:10,000

鹿島臨海都市計画

分区指定図Ⅱ

(鹿島港外港地区)



凡例

- 今回新たに臨港地区界となる部分
- 今回臨港地区界から除外する部分
- 今回の変更にかからない部分
- 商港区
- 工業港区
- 漁港区
- 修景厚生港区